

大阪高等裁判所選書等指導裁判官に関する規程

第1条 大阪高等裁判所に選書等指導裁判官（以下「指導裁判官」という。）を置く。

第2条 指導裁判官は、裁判事務等に関する図書資料の整備について総務課の事務処理を指導する。

第3条 指導裁判官は4人とし、大阪高等裁判所長官が、大阪高等裁判所民事部及び刑事部の裁判官の中から各2人を指名する。

第4条 指導裁判官の任期はその司法年度内とし、再任を妨げない。

第5条 指導裁判官は、病気その他やむを得ない事由があるときは辞任することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 大阪高等裁判所資料課指導裁判官に関する規程（昭和54年4月20日第204回裁判官会議）は、平成24年3月31日限り廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に資料課指導裁判官に指名されている者は、この規程により選書等指導裁判官に指名されたものとみなす。